

第43号議案

中野区区道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出します。

令和3年6月1日

提出者 中野区長 酒井直人

(提案理由)

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区区道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

中野区区道における移動等円滑化の基準に関する条例（平成25年中野区条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第2条」を「一第2条の2」に改め、「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を、「立体横断施設」、「乗合自動車停留所」及び「自動車駐車場」の次に「の構造」を加え、「第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第23条一第26条）」を 第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第30条）に改める。
(第31条一第34条)」

第2条第1項第2号中「自転車歩行者道」の次に「、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路」を、「自動車駐車場」の次に「若しくは旅客特定車両停留施設」を、「必要な幅員」の次に「又は道路構造令（昭和45年政令第320号）第41条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員」を加え、同条第2項中「前項」を「前項各号」に改め、「（昭和45年政令第320号）」を削る。

第1章中第2条の次に次の1条を加える。

（災害等の場合の適用除外）

第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第3条中「設ける区道」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第4条中「又は」を「若しくは」に改め、「歩道等」という。)」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路(以下「自転車歩行者専用道路等」という。)」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第5条及び第6条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 自動車駐車場」を「第5章 自動車駐車場の構造」に改める。

第26条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「及び自動車駐車場には」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には」に改め、同項ただし書中「及び自動車駐車場の路面」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面」に改め、同条を第34条とする。

第25条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の2項を加える。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の施設に優先席(主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下同じ。)を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第25条を第33条とする。

第24条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第11条に規定するエレベーターに係る規則で定める基準の規定に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第29条に規定する乗車券等販売所に係る規則で定める基準の規定に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第24条を第32条とする。

第23条に次の4項を加える。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。

5 公公用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第23条第1項の規則で定める基準の規定により昇降機を設けない場合にあっては、当該基準に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 公公用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第23条を第31条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 旅客特定車両停留施設の構造

（通路）

第23条 公公用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

2 旅客特定車両停留施設の通路の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

（出入口）

第24条 前条第1項の1以上の通路（以下「移動等円滑化が行われた通路」という。）と公用通路の出入口の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(エレベーター等)

第25条 移動等円滑化が行われた通路に設けるエレベーター、傾斜路、エスカレーター及び階段の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(乗降場)

第26条 旅客特定車両停留施設の乗降場の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(運行情報提供設備)

第27条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第28条 第22条の規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第29条 乗車券等販売所、待合所及び案内所を設ける場合の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(券売機)

第30条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の旅客特定車両停留施設については、なお従前の例による。